

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日

羽曳野市条例第21号

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成29年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件)

第4条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に規定する法人又は病床を有する診療所を開設している者は、羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、その役員等(法第78条の2第4項第6号及び法第115条の12第2項第6号に規定する役員等をいう。)のうちに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のあるもの又は暴力団員であってはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件)</u></p> <p><u>第4条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する法人又は病床を有する診療所を開設している者は、羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、その役員等(法第78条の2第4項第6号及び法第115条の12第2項第6号に規定する役員等をいう。)のうちに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のあるもの又は暴力団員であってはならない。</u></p> <p>以下省略</p>	<p><u>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件)</u></p> <p><u>第4条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人(羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及びその役員等(法第78条の2第4項第6号及び法第115条の12第2項第6号に規定する役員等をいう。)のうちに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のあるものを除く。)とする。</u></p> <p>以下省略</p>